

島根県報

平成23年3月29日 (火)

号外 第 4 8 号 (毎週火・金曜日発行) http://www.pref.shimane.lg.jp/

	^
	<i>3</i> 1/
—	>

【告 示】

訓練生災害見舞金支給要綱の一部改正

(雇用政策課) 2

告示

島根県告示第252号

訓練生災害見舞金支給要綱(昭和43年島根県告示第785号)の一部を次のように改正する。

平成23年3月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第1条中「教育訓練施設」を「民間教育訓練機関等」に、「職業訓練」を「公共職業訓練」に改め、「の災害(負傷、疾病又は死亡をいう。以下同じ。)」を削り、「の災害を受けた」を「において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した」に改め、「場合における」の次に「訓練生の援護のための」を加える。

第1条の2第1項中「告示」を「要綱」に改め、同項ただし書中「やむをえない」を「やむを得ない」に改め、同条第 2項中「告示」を「要綱」に改める。

第2条を次のように改める。

(支給範囲)

- 第2条 災害見舞金は、訓練生が訓練上又は通所途上において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合に支給する。ただし、訓練生が故意に負傷、疾病、障害(第7条に規定する障害をいう。次項において同じ。)若しくは死亡又はこれらの直接の原因となった事故を生じさせた場合には、災害見舞金を支給しない。
- 2 訓練生が故意の犯罪行為若しくは重大な過失により、又は正当な理由がなくて療養に関する指示に従わないことにより、負傷、疾病、障害若しくは死亡若しくはこれらの原因となった事故を生じさせ、又は負傷、疾病若しくは障害の程度を増進させ、若しくはこれらの回復を妨げた場合には、災害見舞金の全部又は一部を支給しないことができる。

第4条第1項中「災害見舞金(死亡見舞金を除く。以下この項において同じ。)」を「療養見舞金、傷病見舞金及び障害見舞金(以下この項において「災害見舞金」という。)」に改め、「この要綱において」及び「。以下同じ」を削り、同条第2項中「遺族」を「訓練上又は通所途上において死亡した訓練生の遺族(第16条において同じ。)」に改め、同項ただし書中「ただし、それ」を「この場合において、死亡見舞金」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 打切見舞金は、訓練上において負傷し、又は疾病にかかった訓練生に対して支給する。

第5条中「高等技術校の管理下において」を削り、「通所途上」の次に「において」を加え、同条ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

2 同一の負傷又は疾病に関しては、療養開始後3年(療養を中断していた期間を除き通算した期間とする。以下同じ。)を経過した日以後の療養については、療養見舞金は支給しないものとする。ただし、当該負傷又は疾病が高等技術校の過失によるものである場合その他訓練生への継続した援護が必要と認められる場合には、療養開始後3年を経過した日以後においても療養見舞金を支給することができる。

第6条第1項中「高等技術校の管理下において」を削り、「通所途上」の次に「において」を加える。

第7条中「なおった」を「治癒又は症状が固定した状態にあり、治療の必要がなくなった(以下「治癒等」という。)」に改め、「身体に別表」を「労働基準法施行規則別表第2(以下「身体障害等級表」という。)」に改める。

第8条中「打切見舞金は、」の次に「訓練上において負傷し、又は疾病にかかり」を加え、「なおらない」を「治癒等 しない場合であって、療養開始後3年を経過した日以後の療養見舞金を支給しないこととした」に、「支給し」を「支給 することとし」に改める。

第9条中「高等技術校の管理下において」を削り、「通所途上」の次に「において」を加え、「負傷し」の次に「、」を加え、「起因する死亡」を「より死亡した場合」に改める。

第10条第1項中「健康保険法(大正11年法律第70号)第63条第1項各号」を「労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第13条第2項各号」に、「同項第5号」を「同項第4号、第5号又は第6号」に、「同法第76条第2項」を「同条

第3項」に改め、同条第2項中「災害見舞金(以下」の次に「この項において」を加え、「支給額」を「額」に、「額 (以下」を「額(次条において」に、「支給日時」を「支給日数」に改める。

第11条第1号中「3,210円」を「労働者災害補償保険法施行規則第9条第1項第5号に規定する自動変更対象額(以下 「自動変更対象額」という。)とする」に改め、同号ただし書中「3,210円」を「自動変更対象額」に改める。

第12条中「通所途上の」を「通所途上における」に改める。

第13条第1項及び第2項中「別表」を「身体障害等級表」に改め、同条第4項中「訓練生が、」の次に「訓練上又は通 所途上における」を加え、「加算」を「加重」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 身体障害等級表に掲げるもの以外の身体障害がある者については、その障害の程度に応じ、身体障害等級表に掲げる 身体障害に準じた等級の支給日数とする。

第14条中「1,200日」を「療養開始後3年を経過し、療養見舞金を支給しないこととした日において、身体障害等級表 に掲げる身体障害の程度に応じて定める等級の日数」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、身体障害の等級の適用については、前条第2項から第5項までの規定を準用する。 第14条に次の1項を加える。

2 療養開始後3年を経過し、療養見舞金を支給しないこととした日において、身体に身体障害等級表の第14級に満たな い身体障害が存する場合は、前項の規定にかかわらず、身体障害等級表の第14級の等級を適用することができる。

第16条中「の災害を受けた」を「において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した」に改め、同条第2項中「通所途上 の」を「通所途上における」に改め、「(昭和33年法律第192号)」の次に「、労働者災害補償保険法」を加える。 別表を削る。

附則

- 1 この告示は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この告示による改正後の訓練生災害見舞金支給要綱の規定は、平成23年4月1日以後に発生した訓練上又は通所途上 における負傷、疾病又は死亡について適用し、同日前に発生した訓練上又は通所途上における負傷、疾病又は死亡につ いては、なお従前の例による。